

令和2年度第1回国民健康保険運営協議会議案

日 時 令和2年5月19日(火) 19時

場 所 芽室町中央公民館 2階 講堂

1 開 会

2 町長あいさつ

3 会長及び会長代理者選出

4 会長あいさつ

5 会議録署名委員指名

6 報告事項

令和元年度芽室町国民健康保険特別会計決算見込みについて

7 町長諮問

8 議 事

- (1) 国民健康保険税率の改正及び地方税法等の一部改正に伴う芽室町国民健康保険税条例の一部改正について
- (2) 新型コロナウイルスの影響により減収となる者に対する保険税減免措置に伴う芽室町国民健康税条例一部改正について
- (3) 新型コロナウイルス感染者等に対する傷病手当金の支給に伴う芽室町国民健康保険条例中一部改正について

9 会長答申

10 その他

11 閉 会

令和元年度 歳入歳出予算決算見込み 事項別明細書総括表

国民健康保険特別会計

(単位:千円)

歳 入				歳 出					
款	令和元年度 当初予算額	令和元年度 決算見込額	比 較	備 考	款	令和元年度 当初予算額	令和元年度 決算見込額	比 較	備 考
1 国民健康保険税	761,377	729,155	△ 32,222	R2.5.1現在	1 総務費	76,555	74,552	△ 2,003	人件費、事務費、国 保税算定事務費
2 国庫支出金	11,597	4,000	△ 7,597	保険事業交付金	2 保険給付費	1,248,204	1,283,209	35,005	療養給付費・高額療養費・出 産育児一時金・葬祭費
3 道支出金	1,266,546	1,392,845	126,299	H30との比較 普通交付金 41,305千円増 道交付金 40,016千円増 (システム導入費・健診受診勧 奨・適正受診や服薬に関する交 付金の増額)	3 国民健康保険事業費納付金	827,646	827,644	△ 2	北海道への納付金
4 繰入金	172,909	157,318	△ 15,591	基盤安定繰入金 一般会計繰入金	4 共同事業拠出金	1	1	0	
5 繰越金	1	77,915	77,914	H30 繰越金	5 保健事業費	18,003	19,565	1,562	特定健診・保健指導 受診勧奨・医療費通知発送
6 諸収入	593	2,515	1,922	延滞金・療養費返還金等	6 諸支出金	2	14,970	14,968	返還金・過年度還付金・病院 事業会計繰出金
					7 予備費	42,612	0	△ 42,612	
					8 次年度繰越金	0	143,807	143,807	R1年度繰越金として R2年度歳入へ
歳 入 合 計	2,213,023	2,363,748	150,725		歳 出 合 計	2,213,023	2,363,748	150,725	

< 収 支 >

歳入決算見込額
歳出決算見込額
歳入歳出差引額

2,363,748千円
2,363,748千円
0千円

令和2年度 国民健康保険税条例改正の概要について

■保険税率等の改正について

1 改正の概要

国民健康保険税条例については、次のとおり改正します。

＜地方税法等の一部改正に伴う改正＞

（１）課税限度額の引き上げ

（２）減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更（軽減範囲の拡大）

＜国保事業費納付金額の確定に伴う改正＞

（３）国民健康保険税率の改正

2 地方税法等の一部改正に伴う改正

（１）課税限度額の引き上げ

【経過等】

『国民健康保険税（以下「国保税」という。）の負担の公平性を確保する観点から、相当の高所得者であっても国保税の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険税の賦課限度額を引き上げるべきである』という社会保障制度改革国民会議の報告書を受け、段階的に引き上げを行っているところです。

今回の改正については、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、医療分の課税限度額を2万円、介護納付金分の課税限度額を1万円引き上げることとなりました。

【改正内容】

医療分	課税限度額	（改正前）	61万円	→	（改正後）	<u>63万円</u>
介護納付金分	課税限度額	（改正前）	16万円	→	（改正後）	<u>17万円</u>

（２）減額措置に伴う軽減判定所得の算定方法の変更

【経過等】

国保税における低所得者に対する軽減措置の中で、5割軽減及び2割軽減については、物価上昇等の影響で応益分国保税の軽減対象者が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて基準額を見直す慣例があります。

今回の改正についても、令和2年度税制改正大綱において軽減判定所得の基準引き上げが必要と判断されたことによるものです。

【改正内容】

軽減判定所得を算出する際、被保険者数に乘じる額を下記のとおり引き上げます。

＜令和元年度軽減判定所得（改正前）＞

5割軽減 ＝ 基準額 33万円 ＋ 加算額 28万円 × 被保険者数

2割軽減 ＝ 基準額 33万円 ＋ 加算額 51万円 × 被保険者数

＜令和2年度軽減判定所得（改正後）＞

5割軽減 ＝ 基準額 33 万円 ＋ 加算額 28.5万円 × 被保険者数

2割軽減 ＝ 基準額 33 万円 ＋ 加算額 52万円 × 被保険者数

3 国保事業費納付金額の確定に伴う改正

【経過等】

令和2年度事業費納付金額が確定し、道から標準保険税率が示されました。

この標準保険税率を参考に、所得額等を踏まえながら、令和2年度の国民健康保険税率を決定するものです。

【改正内容】

別紙「国民健康保険税率の改正について」等を参照ください。

4 施行期日

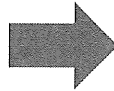
公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

なお、今回の改正内容については、令和2年度以後の国保税課税分から適用することとし、令和元年度分までの国保税については、これまでの規定が適用されることとなります。

■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

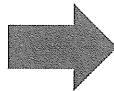
医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	7.83%	61 万円
均等割	29,540 円	
平等割	20,265 円	



【税率改正後】

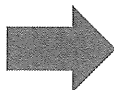
医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>7.61%</u>	<u>63 万円</u>
均等割	<u>28,415 円</u>	
平等割	<u>19,329 円</u>	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.40%	19 万円
均等割	9,265 円	
平等割	6,356 円	



後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>2.57%</u>	19 万円
均等割	<u>9,871 円</u>	
平等割	<u>6,715 円</u>	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.74%	16 万円
均等割	9,060 円	
平等割	4,672 円	

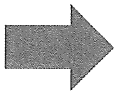


介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	<u>1.84%</u>	<u>17 万円</u>
均等割	<u>9,654 円</u>	
平等割	<u>4,871 円</u>	

■軽減判定所得に乗じる額における改正内容

【現行】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5 割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 28 万円 × 被保険者数
2 割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 51 万円 × 被保険者数



【改正後】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5 割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 <u>28.5 万円</u> × 被保険者数
2 割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 <u>52 万円</u> × 被保険者数

令和2年度 国民健康保険税率について（試算）

令和2年度納付金額 本算定（確定係数）

・町から北海道へ支払う金額 831,892,795 円 ①

法定繰入

・保険基盤安定繰入金

保険税軽減分 60,722,000 円

保険者支援分 41,140,000 円

保険者努力支援分（令和2年1月28日道通知） 12,893,000 円

計 114,755,000 円 ②

① - ② 必要収納額 717,137,795 円

（道試算必要収納額 714,413,771 円）

【令和2年度標準保険税率】 国保世帯数：2,481 被保険者数：5,048 人 4/1 現在

	所得割額	均等割額（1人）	平等割額（世帯）	課税限度額
医療分	7.61%	28,415 円	19,329 円	63 万円
支援分	2.57%	9,871 円	6,715 円	19 万円
介護分	1.84%	9,654 円	4,871 円	17 万円

※医療分課税限度額は現行 61 万円から **63** 万円に、介護分は 16 万円から **17** 万円に
改定予定

調定見込額 736,631,000 円

収納率（98.2%）による収納見込額 723,371,642 円

■新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免について

1 改正の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免措置を実施する。

2 改正内容

国民健康保険税条例には、災害による損害を受けた場合や失業等により収入が著しく減少した場合による保険税の減免に関する条例が既に定められていますが、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税の減免については、減免基準と期間を別に定めることから改正が必要となります。

3 減免内容

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

⇒ **保険税全額を免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のア～ウの全てに該当する世帯

⇒ **保険税の10分の2～全額を免除**

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等を除く）が、前年の事業収入の10分の3以上であること

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、合計所得金額にかかわらず、保険税の全額を免除する。

4 減免対象

対象となる保険税

令和元年度分及び令和2年度分の保険税であること

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの普通徴収の納期限が設定されているもの

※特別徴収（年金天引き）の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日が、令和2年2月1日～令和3年3月31日であるもの

5 減免の算定

【表1】

A	当該世帯の被保険者全員の保険税額
B	<u>世帯の主たる生計維持者の減少</u> することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全 部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

【計算式】

【表1】から、対象となる保険税額を算出する $(A \times B / C) \dots \textcircled{1}$

① に 【表2】の区分に応じた減免割合を乗じる

【減免額計算例】

A	保険税額 (令和2年度)	50万円
B	主たる生計維持者の前年所得額	300万円
C	世帯全体の前年合計所得額	400万円
d	減免割合 400万円以下	10分の8

$$50\text{万円} \times 300\text{万円} / 400\text{万円} \times 8/10 = 30\text{万円 (減免額)}$$

令和2年度 国民健康保険条例改正の概要について

■新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

1 改正の概要

国民健康保険制度は、自営業や無職など様々な就業形態の被保険者が加入していることを踏まえ、傷病手当金等については、保険者である市町村が自主的に条例等を制定して行うことができます。

国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、労働者本人が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であるため、条例を改正し支給しようとするものです。

2 改正内容

現行の、国民健康保険条例に定められている、保険給付事業の一環として支給しようとするものですが、新型コロナウイルス感染症に関する手当であり支給期間が限定されることから、保険給付の特例として改正を行います。

3 支給内容

【支給対象となる日数】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

【支給額】

直近の継続した3月間の給与収入の合計を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

4 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等によりの症状があり、感染が疑われる者。

5 適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間
ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで